

開催年月日 令和3年6月25日（金）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 水産林務部長、林務局長
 国際漁業担当課長、林業木材課長
 森林計画課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 温暖化対策と木質資源の活用について</p> <p>(一) 温室効果ガスの森林吸収量について 道として、2050年温暖化効果ガス排出実質ゼロをめざし、中間目標として2030年には2013年比35%減を掲げている。 国は、同じく2050年実質ゼロを目指しつつ、2030年に26%減としていたが、46%減、さらに50%減高みを目指すとの中間目標を引き上げた。 2050年および2030年における森林吸収量を、どう見込んでいるのか伺う。</p> <p>(二) 森林吸収量の算定対象面積について 温室効果ガスを吸収するとみなされている森林とみなされていない森林があるそうだが、本道で、森林吸収量の算定対象になっている森林の面積となっていない面積について伺う。 また、森林吸収量の算定対象とされていない森林を、算定されるようにするには何が必要か、本道ではどれくらい見込まれているのか伺う。</p> <p>(三) 木質ペレットやチップを燃料とするボイラー及びストーブの普及について 木質ペレット燃料やチップを燃料とするボイラー及びストーブについて、これらの普及状況を伺う。</p> <p>(四) 木質バイオマスの地産地消について 普及は進んできたようだが、木質ペレットやチップが熱利用されることが重要であり、地産地消の生産・流通・消費を目指すべきと考えるが、どのように考えているのか伺う。</p>	<p>○ 渡邊森林計画課長 森林吸収量の目標についてであります。道では、本年3月に改定した森林吸収源対策推進計画において、2030年度における森林吸収量の目標を、国の目標算定の考え方や本道の吸収量の実績を踏まえ、2013年度の実績の約4割に相当する480万二酸化炭素トンと設定したところであります。 なお、国では、2030年度の新たな目標の達成に向けた森林による吸収量やその算出の考え方を明らかにしていないことから、今後、国の目標値の算定方法や森林による吸収量が寄与する割合などの情報収集を行いながら、道総研・林業試験場と連携し、本道の森林吸収量の目標のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>○ 渡邊森林計画課長 森林吸収量についてであります。吸収量の算定対象となる森林は、1997年の京都議定書で定められた国際ルールで、1990年以降、間伐や植林、下草刈りなどの手入れが行われている森林が該当することとされており、本道において算定対象となる森林の面積については、その算出の方法などについて、道総研・林業試験場と連携しながら、検討を進めているところであります。 道では、森林吸収源対策推進計画に基づき、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を進めるとともに、森林環境譲与税も活用しながら、手入れが遅れている森林の整備に取り組み、森林吸収量の確保に努めてまいります。</p> <p>○ 加納林業木材課長 木質バイオマスボイラー等の普及状況についてであります。道が毎年度実施している道内の木質バイオマスの利用状況に関する調査では、公共施設などに導入されている木質ペレットボイラーは、令和元年度は66台で、10年前に比べて3.1倍に、住宅や店舗などに導入されている木質ペレットストーブは、令和元年度は3,564台で、2.2倍にそれぞれ増加しております。 また、木材加工施設や温泉施設などに導入されている木質チップボイラーは、令和元年度は126台で、1.5倍に増加しております。</p> <p>○ 加納林業木材課長 木質バイオマスの地産地消についてであります。未利用の間伐材などの地域で発生した木質バイオマスを地域の熱源などのエネルギーに利用することは、地域の森林資源の有効利用につながり、林業・木材産業の振興や地球温暖</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 木質バイオマスの流通について 木質ペレットやチップの供給・流通上の課題を伺う。また、熱利用されることから、小規模・零細な地域の燃料店の活用などを視野に入れるべきだが考えを伺う。</p> <p>(六) 地域でのエネルギー利用について 私は、木質バイオマスの中規模コージェネレーションによる地域暖房などの地域での効率の高い利用を展望すべしと考えるがこの点についての考えを伺う。</p> <p>札幌の都心部も、木質じゃないがコージェネレーションで熱供給されている。是非、都心部だけじゃなくて全道で、特に林産地で拡げていただくということで、力を尽くしていただきたい。</p> <p>(七) 林地未利用材の利用状況について 伐採時に森林に残される林地未利用材の発生量だが、まず、道全体の量と道内のどの地域にどれほどあるのか、また、年間どれほど活用されているの伺う。</p>	<p>化防止にも貢献することから、道としては、市町村やチップ製造事業者などと連携し、燃料となるチップやペレットの安定供給に取り組むとともに、ボイラーなど燃焼施設の整備に支援するなど、木質バイオマスの地産地消を進める考えであります。</p> <p>○ 加納林業木材課長 木質バイオマスの流通についてであります。ペレットやチップなどの木質バイオマスは、現時点では、需要が少なく、安定的に購入できない地域もあることに加え、ペレットは、灯油と比較し、熱量単価が割高となっていることなどが課題となっております。</p> <p>このため、道としては、地域のホームセンターや燃料店、燃焼機器の販売店等を対象に、木質ペレットなどの取り扱いに向けた普及PRを行っているところであり、ペレットやチップの原料となる未利用の間伐材などを効率的に集荷・搬出し、生産コストと価格の一層の低減を図ることも必要と考えているところです。</p> <p>○ 加納林業木材課長 地域でのエネルギー利用についてであります。津別町では、合板工場が製造過程で発生する樹木の皮などを燃焼し、乾燥の熱源や製造機械の電力として利用するコージェネレーションに取り組んでいるほか、下川町では、未利用の間伐材などを町営住宅や農業用ビニールハウスの暖房、給湯などの熱源として活用するなど、本道では、木質バイオマスのエネルギー利用が進みつつあります。</p> <p>道としては、こうした地域の先進事例を全道に普及するため、ホームページや市町村を対象としたセミナーなどで広く周知を図り、地域の特性に応じた木質バイオマスのエネルギー利用を進める考えであります。</p> <p>○ 加納林業木材課長 林地未利用材の利用状況などについてであります。道では、道総研・林産試験場の協力を得て、令和元年度の林地未利用材の道内の発生量を121万立方メートルと推計しており、振興局別では、最も多いオホーツク管内が24万8千立方メートルで全体の20パーセントを占め、十勝管内が19万4千立方メートルで16パーセント、上川管内が16万8千立方メートルで14パーセントとなっております。</p> <p>また道が、木質バイオマスボイラーを導入している市町村や企業等を対象に実施している調査では、令和元年度の林地未利用材のエネルギー利用量は85万立方メートルで発生量の70パーセントを占めております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 木質バイオマス焼却灰の発生量及び活用について 2016年に、林務局長は「焼却灰の有効活用に向けた取組などについて検討を進めていく」と答弁されている。ペレット、チップの焼却灰の発生量はどの程度か、現在、どう活用されているのか、また今後どのように取組を進めていくか伺う。</p> <p>是非、肥料の活用など期待したい。 温暖化と気候変動を止めて、本道の豊かな林産資源の活用を進めるよう、一層の取組強化を求めます。</p>	<p>○ 岡嶋林務局長 焼却灰の活用などについてであります。令和2年度に、道総研・林産試験場が実施した調査によると、本道では、発電や熱供給施設などから、年間約5万8千トンの焼却灰が発生をし、このうち、5万1千トン、88パーセントが土木資材やセメントの原料をはじめ、肥料や土壤改良材、融雪材などに活用をされております。</p> <p>道では、木質バイオマスの燃焼後に発生する焼却灰の利用を促進するため、庁内関係部の連携のもと、平成29年3月に焼却灰の利用や販売を行う場合の取扱いを示した手引きを作成し、市町村やボイラーを導入している企業等に送付するとともに、ホームページで公開しているところであり、引き続き、市町村などを対象としたセミナーにおいて、手引きの周知や活用事例の普及PRを図るなど、焼却灰の有効利用が進むよう取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 水産業をめぐるロシアとの問題等について (一) 漁船の拿捕等について 1 第七十二榮寶丸の拿捕に至る経過について 第七十二榮寶丸の拿捕に至る経過について伺う。</p> <p>2 拿捕の事例について これまでも漁船が拿捕される例があったかと思いますが、どのような事例があり、ロシア側は何を問題にして拿捕したのか伺う。 また、第七十二榮寶丸の場合の拿捕の理由を伺う。</p> <p>3 操業していた場所について 私は、日本とロシアの排他的経済水域が、日ロ両国間で定まっていないことが問題だと考えている。どこまでが日本の排他的経済水域か、どの辺りから日本の水域から外れるのかが、国際的に明確になっていないため操業している漁船も不安になるということは当然である。 第七十二榮寶丸が操業していた場所はどこであったのか、今後、どう明らかにされるのか伺う。</p> <p>4 操業の安全確保の方法について 排他的経済水域について、日本の主張している区域と、ロシアの主張している区域に違いがあって、国際的に統一されておらず、それで漁師が危険にさらされているという状況だと思うが、私は両国政府による安全な操業を行うための協議を行うべきだと考えるが、現在はその協議も行われていないというのが現状。 道としては、安全に操業できる場所について、漁師、漁協等に十分注意喚起を行うべきだが所見を伺う。 国にも、ロシアと隣接する北海道として、漁師の安全を守るために言うべきことを強力に言うという態度が必要だが併せて所見を伺う。</p>	<p>○ 笠谷国際漁業担当課長 拿捕に至る経過についてであります。稚内機船漁業協同組合によりますと、5月28日10時頃、宗谷岬東方沖合で操業中の沖合底びき網漁船「第七十二榮寶丸」が、ロシア国境警備局の警備艇により停船を命ぜられ、その後、サハリン州コルサコフ港に連行されたとのことあります。 「榮寶丸」の乗組員は、ロシア側による取り調べを受けた後、解放され、6月11日6時頃に乗組員14名の全員が、船体とともに稚内港に帰港したところであります。</p> <p>○ 笠谷国際漁業担当課長 拿捕の事例についてであります。平成23年から令和2年までの過去10年間において、本道の漁業者がロシア側に拿捕された件数は5件、連行された漁船は、延べ9隻となっております。 内訳としては、十勝管内のさけ・ます流し網漁船や釧路管内のさんま棒受け網漁船、根室管内の底はえなわ漁船やたこ空釣り漁船などが拿捕されており、ロシア側が指摘した違反内容は、操業日誌に漁獲量を正確に記載していないことなどあります。 なお、「榮寶丸」の拿捕に至った経緯などの詳細については、今後、漁業を許可している水産庁が調査すると伺っております。</p> <p>○ 笠谷国際漁業担当課長 操業場所などについてであります。国では、今回連行された「榮寶丸」が、日本の排他的経済水域内で操業していたことを発表しており、今後、「榮寶丸」の漁業を許可している水産庁が、当時の操業状況や拿捕に至った経緯などの詳細を調査し、対応を検討すると伺っております。</p> <p>○ 笠谷国際漁業担当課長 操業の安全確保についてであります。道では、これまでも、漁業者が操業を準備している時期に操業指導会議を開催し、ロシアとの国際協定に係る漁協や漁業者に対し、操業区域に加え、漁獲量などのルールや注意点について指導を行ってきたところであり、今回の拿捕に関する国の調査結果を注視しながら、今後とも、国や関係団体と連携し、こうした事態が発生しないよう、注意喚起の徹底などに努め、漁業者の操業の安全確保に取り組む考えであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 根室海峡周辺における操業について</p> <p>1 いわゆる「洋上見学」について 根室海峡周辺で操業する漁船に対し、ロシアによるいわゆる「洋上見学」が行われ、漁師は非常に苦慮している。 まず、この「洋上見学」と呼ばれているものは、どのようなことを行っているのか伺う。</p> <p>2 「洋上見学」の影響について それは「見学」というものではないと思う。そういう穏やかなものではなく、操業を止められ、乗船され、それを拒否できないというのが実態であり、漁師は非常に困っている。 この、いわゆる「洋上見学」によって、どの程度操業が止められるのか、どのような影響があるか伺う。</p> <p>3 日本漁船の操業上の問題について 数時間操業できなくなる、帰港が遅くなって市場の競りに間に合わなくなる、このようなことが繰り返されるのは許されないことだが、これまで何回、その「洋上見学」が行われ、その内、日本漁船に問題があったというのは何回か伺う。</p> <p>4 道及び国の対応について 496隻が操業を止められ、そのうち、漁獲量に問題があったのは5隻、割合で言うと1隻を取り締まるために99隻止めているという計算になる。 これまで、道及び国は、どう対応してきたか、今後どう対応するのか伺う。</p> <p>【指摘】 水産資源は北海道の財産であり、それを提供する、活かしている漁業者も北海道の財産だと思う。 国民の食を支えている漁業者の安全を守るようにしっかり取り組んでいくということを指摘する。</p>	<p>○ 笠谷国際漁業担当課長 洋上見学についてであります。北方四島周辺海域での安全操業における洋上見学は、日本とロシアの取り決めにより、日本漁船の操業に支障を来さないとの条件の下、ロシア側に見学の機会を提供しており、洋上において、ロシア側担当者が、操業する日本の漁船に乗り込み、操業日誌や漁獲物を保管する倉庫の見学などを行っているところであります。</p> <p>○ 笠谷国際漁業担当課長 漁業者への影響についてであります。日本漁船は、日ロ間の取り決めにより、複数の船で船団操業を行っていますが、見学は、船団毎に各船に対して行われるため、全船が終了するまで、数時間に渡り待機を余儀なくされております。 そのため、帰港が遅れ、予め決められている市場への出荷時間に間に合わなくなり、漁獲物の販売に支障が生じる事態もあると伺っております。</p> <p>○ 笠谷国際漁業担当課長 洋上見学の回数などについてであります。平成29年から令和2年までの4年間に、洋上見学を受けた件数は、延べ77件、496隻となっており、このうち、令和元年に、根室管内のたこ空つり漁船5隻が、日ロ間の取り決めに対して操業日誌に漁獲量を正確に記載していないとして、拿捕された事態が発生したところであります。</p> <p>○ 佐藤水産林務部長 今後の対応などについてであります。洋上見学が実施された場合、道では、漁業者からロシア側の見学行為の内容などを聴取し、国に報告しており、国では、見学により操業に支障を来している場合には、外交ルートを通じてロシア側に申し入れを行っているところであります。 道としては、関係団体と連携を図りながら、国に対し、日ロ双方で確認した事項の遵守を徹底するよう強く働きかけるとともに、定期的に開催している道とサハリン州国境警備局との洋上会談をはじめ、あらゆる機会を通じてロシア側に申し入れを行うほか、引き続き、毎年開催される日ロ政府間協議や民間交渉に、職員を派遣するなど、今後とも、漁業者が安心して操業を継続できるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>